行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	自然保護課	整理番号	1-3
処分の種類	普通地区内における行為の禁止等				
根拠法令条例 等·条項	自然公園法第33条第2項				
処分の概要	知事は当該公園の 届出を要する行為 要な措置をとるべ	きとようとする者、	めに必要があると 又はした者に対し べできる。	認めるときは、普通 て、当該行為を禁	恿地域内において 止し、制限し、必
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(過去に処分事例	がないため)			
基準の制定根拠	_				